

令和2年度 第2回周南市地域自立支援協議会会議録

1 場所 周南市役所シビック交流センター2階 交流室1

2 日時 令和2年11月26日(木) 午後2時から午後3時45分

3 出席者

(1) 委員

角 直樹(会長)、徳毛 裕之、末廣 睦子、田中 紘子、岡崎 裕美
通山 賢一、河崎 進、江田 光信、栗本 真志、地主 好宏、小野 倫代
山根 正徳、信吉 重治

(2) 事務局

障害者支援課長 外4人

4 傍聴者 なし

5 内容

- (1) 周南市障害福祉計画(第6期)・周南市障害児福祉計画(第2期)について
- (2) その他

6 審議等経過及び結果

周南市障害福祉計画(第6期)・周南市障害児福祉計画(第2期)について

◎会 長 議事(1)、周南市障害福祉計画(第6期)・周南市障害児福祉計画(第2期)について、事務局から説明をお願いします。

事務局が、周南市障害福祉計画(第6期)・周南市障害児福祉計画(第2期)の素案について説明

- ・素案の構成
- ・各章の記載内容について説明
- ・今後のスケジュール

◎会 長 説明を聞かれて、委員の皆様からご意見・ご質問などがありましたら、お願いします。

○委 員 素案の3ページ、目次の第6章のところですが、説明でもあったように、第1期の実績、第2期の見込量となると思います。

それから、36ページ、素案では「住居の確保や移行後の生活」となっており、先ほど「地域移行後の生活」と説明されました。説明された

とおり、「地域移行後の生活」の方が分かりやすいと思いました。

それと、44ページ、意思疎通支援事業の見込量ですが、第5期実績として令和2年度の見込量が269回と大きく下がっています。これは、新型コロナの影響なのかなと思います。令和2年度の269回を基準にされて、令和3年度以降を300回と見込まれていると思いますが、この辺りについては、再検討が必要なのではないかなと感じました。

その他も、令和2年度の実績値が大きく下がっているところも、コロナの影響があるのではないかなということ、その辺りはちょっと勘案しながら、令和3年度以降の見込量を検討していただければというふうに感じました。

◎会 長 今のご意見に対して、事務局からお願いします。

●事務局 ご指摘ありがとうございます。意思疎通支援事業につきましては、確かに新型コロナウイルスの影響を受けた可能性がありますので、第6期の見込量につきましては精査いたしまして、再度検討させていただきたいと思います。

実情についてのご説明になってしまいますが、障害福祉サービス及び障害児通所サービスにつきましては、当初想定していたほど、障害福祉サービスの利用については、影響を受けていないとは言えませんが、それほど下がってなかったというのが実情でございます。一番大きく影響を受けておりますのは、入所そのものが難しかった短期入所については確かに影響を受けております。あと、放課後等デイサービスは、親御さんが利用を控えられたことなどで、約1割減だったかどうかということが見受けられましたが、その後は、対前年度と比べましても、逆に増加している状況でございますので、例年と比べ利用が減ったという状況ではないと認識しております。

○委 員 36ページの指定相談支援サービスのところですが、相談支援専門員のことが書いてありますけど、周南市ではセルフプランというのは考えられたことはないのでしょうか。そういう意向もあるのかなと、その辺りのことも。

●事務局 指定相談支援サービスを利用される上で、計画相談の利用が増えているということについて、相談支援専門員の増員ではなくて、セルフプランの活用を考えられてはどうかのご指摘だと思います。周南市といいますか国全体の方針といたしまして、今まで相談支援専門員を付けていなかった方であっても、なるべくセルフから計画相談に結び付けていくようなとの方針が示されております。今まで計画相談を利用されていなかった方につきまして、先日、周南市でどういう方か状況を把握しきれなくて、急遽対応したという事例もありましたので、障害のある方の日常

の状態や障害特性などの把握ができるよう、なるべく計画相談の利用を勧めている状態です。ただ、相談支援専門員の方が不足しているという状態でもありますので、委託相談の確保も含めてですが、相談支援専門員の方を今後も増やしていただけるよう、研修の受講や人員の配置等を事業所の方をお願いして参りたいと思っております。

◎会 長 よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

○委 員 今のお話ですが、モニタリングを行っていない状況があると思います。特に状況が変わっていないのであれば、前のものを多少修正して出せば報酬になると思いますが、現実には漏れているところがある。相談支援専門員さんがかなりの数の対象者をお持ちになっていて、出来ないことは色んな事情があるのでしょうか、ここは、相談支援会議ですか、そこでちょっと考えるべきじゃないかと思います。

●事務局 モニタリングの実施のあり方ということでよろしいでしょうか。それとも、実施されているかどうかでしょうか。

○委 員 モニタリングが実施されていないのが明らかだったのです。

●事務局 モニタリングがきちんと、定期的に実施されているかどうかのチェックの働きかけという意味でよろしいでしょうか。

○委 員 市の担当者の方にお話を聞くと、相談支援専門員さんとのモニタリングの管理に、かなり苦勞されているというのは聞いております。施設の方が忙しいとか、相談支援専門員さんが対応できないくらいのケースをお持ちだから、そういう問題だろうと思います。市の担当者は出してくれないかなということで、凄く努力されていることは分かっているので、市の問題ではないと思います。

●事務局 今お話しがありましたとおり、セルフプランのことについて、本当に緊急の場合の対応が起こり得ますので、色々なことを鑑みまして、相談支援専門員が足りないということは分かっておりますので、確保を進めていく、また、質の向上も進めていきたいと考えております。

○委 員 セルフプランというのは、例えば1箇所しか使っていないとか、家族が付いているとか、そういう形で進める方とかもあつたら。相談支援専門員さんが周南市でどれくらいおられるか、何人いたら足りるのだろう、周南市はどう思っておられるのかなと思いはします。ただ、この計画に相談支援専門員の必要量を入れるべきかどうか分からないですが、相談においては、相談支援専門員が肝になって来ると思いますので、入れるのか入れないのかということも検討していただいた方がいいのかなと思う時もあります。

●事務局 相談支援専門員さんの数を目標値として記載することについてですが、計画は国が示しております指針に基づいて作成しておりますので、指針

で必要とされております目標値を書かせていただいておりますので、相談支援専門員の数は記載されておられません。相談支援専門員さんの人数を記載することが適当かどうかについて、事務局の方で協議させていただきたいと思います。

◎会 長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○委 員 教えていただきたいのですが、37ページの障害児通所支援等の居宅訪問型児童発達支援、これはいい制度だと思いますけれども、なかなか実績がないというところの背景が分れば教えていただきたいのですが。

●事務局 居宅訪問型児童発達支援についてですが、現在のところ、県下でも実施している事業所が、確か下関市だけだったと思います。なぜ実績が上がっていないかといいますと、事業所がないということが実情ではございますが、とは言いましても、このサービスが提供できるような形が整っていけば、対象となる利用者の方には助かると思いますので、今後も整備に向けて、利用ニーズの把握と事業者へ実施の可否についての確認をして、働きかけを進めてまいりたいと思います。

◎会 長 その他、いかがでしょうか。

○委 員 放課後等デイサービスというのは、学校が終わって事業所に行くわけですね。そこで、家族が迎えに来るまでですかね、あまりイメージできないもので。今コロナで、子供が学校を休んでいるから、当然その事業所は空きになりますよね。予定していた人数が入ってこないから、その報酬が無い訳ですよ。そういう事が各事業所にあるはずですよ、今は。そういう時に、市として、そういうコロナが無い場合は普通通りに運営できるけれども、そういう特別にコロナというものがあるからこそ、分かりませんが、補助とか何かできることがあるのかなのかと。事業所は小規模になればなるほど、収入が減るということになるかと思うのです。すると、事業運営的にかなり困るなど。そういう時に、期限を決めて、何月から何月までは、そういう状態になった場合は市が補填するとか、国や県が補填するとかいうことはないのでしょうか。もし無いということになれば、非常に事業所としても、人を雇っているし、そういう面で非常に難しいと思いますが。

●事務局 放課後等デイサービスにつきまして、新型コロナウイルスの感染リスクがあるということで、利用を控える方に対する報酬ですが、一番影響が大きかったと言われておりますのが、今年の3月に緊急事態宣言が一斉に出されまして、それから5月の末までだったでしょうか。その間、学校や総合支援学校が一斉休業という状態となりました。放課後等デイサービスのその間の利用を前提とされた方というのは、当然利用ができませんように、今までは学校が終わってから利用されていた方であっても、

休日、例えば土曜日と同じように、朝から利用される方もいらっしゃいましたし、逆に、委員ご指摘のように、新型コロナウイルスの感染が怖いということで利用を控えられた方も一部いらっしゃいました。報酬については、例えば、この日に通所を予定されていた方が、新型コロナウイルスの感染を避けるために休まれた場合であっても、支援員の方は配置されていますので、この場合は、報酬を請求できるということにされておりましたので、通常通り報酬の請求をされていけば、金銭的な損失とか事業所への負担といったものは発生していないものと思われま

◎会 長 放課後等デイサービスの利用者の現状をお話いただきましたが、学校現場でそれ程大きな影響はなかったのかなという印象は受けております。参考までにお伝えしておきます。その他、いかがでしょうか。

○委 員 27ページです。2番目に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というのがありますが、高齢者支援担当課の会議で聞いていたら、普通の地域包括ケアシステムの深化ということを出しているのです。深化とは何ですかと言ったら、若年の認知症の方、65歳未満の方で、そういう方を支援するなどの充実を図っていききたいということでしたので、介護保険サイドと何か接点ができる場所があったら、何かできることがないかということが一点です。

その次の3の地域生活支援拠点がある機能の充実があって、前から言われているのですが、3行目の自立等に係る相談というのは今までもやっているから、充実していきますということで良いのですが、その次の、緊急時の受入対応体制の確保っていうのは、私共も段々歳を取ってきて、例えば、お父さんかお母さんのどちらかが亡くなって、一人親と障害者のお子さんがいて、親が一人になってしまうから、緊急時の受入体制の確保っていうのは、何か形を作っておかないといけないのかなと私は思っております。だから、緊急時の受入体制の確保、グループホームへの入居等の体験の場の提供及び場の提供等について、周南市地域自立支援協議会専門部会等を活用して、体制づくりと機能の充実を図っているのですが、これは地域生活部会とかが検討する内容なのではないかというのがあります。とにかく、緊急時の受入体制については、何らかの形を作って、お子さんが一人になった時に、次の受入先を、期間がどれくらいになるのか分かりませんが、場所とか支援の確保というのはこれから必要になって、それを自立支援協議会のどこがやるのかなということも思っています。どういうふうにやっていくのがいいのかな、というのは思います。

4番目の福祉施設の利用者の一般就労への移行があって、2番目の枠のところ、就労継続支援A型事業3人、就労継続支援B型事業1人と

出ているのですが、何か、A型で頑張っている人は、私はよく分からないのですが、A型の事業所で良いのではないかな、最低賃金等が保障されているから、と思ったりもするのですが、A型から3人行くのかなというのは、何となくの疑問です。それと、B型の事業所というのは、例えば、岩国の「よこやま工房」では、みんな頑張って工賃が稼げるようになったら、就職させるというやり方を取るし。「よこやま工房」の施設長さんが言われたのですが、そうは言っても就職できない人がいるから、これはB型で支援しなければいけない。何をするかと言えば、5年位前に言われたでしょうか、平均工賃を3万円位にしたいと。年金が6万5千円位出て、それに3万位を足して、10万円になれば暮らしていけるだろう、だから平均工賃を3万円位にしたいと。多分今は達成しているのではないかと思うのですが、そのような事業所でない限りは、B型は、どれ位の割合があるか分かりませんが、通所生産は居場所になっているのではないか。そこに行って、皆と仕事をして給料を貰って、現実に聞いた話ですけど、年末位にはボーナスも貰ってよかったね、ということで、居場所になっている人達がいて、この辺を、ともかく就労してくださいというのと、どうバランスを取っていくのかなという辺りが、ご検討くださいということで。私も答えが出ないのですが。

●事務局 ありがとうございます。地域生活支援拠点についての整備ですが、今年度整備を進めようとしているところでございます。また後ほど説明させていただきます。また、就労継続支援A・Bから一般就労への移行につきましては、国の基本指針で示されている所であり、記載させていただいておりますが、あくまでも、希望される方については移行をしていきたいと思いますというふうに理解しております。

計画の22ページの下段の所に記載しておりますが、考え方が変わった訳ではないのですが、一般就労が困難な方について、就労や生産活動の機会の提供を行う、これは就労継続支援A型・B型事業所の役割です。一方で、一般就労を希望される方については、就労に向けた訓練等の実施を推進していきますという事で、これは、今までもありまして、A型・B型の事業所に通われている方でも、一般就労に行きたいという思いをお持ちの方はいらっしゃると思います。A型・B型に通われている方が、一般の企業で出来る仕事もあると思われまますので、うまくマッチングできれば、本人さんの希望を聞きつつ、一般就労に向けた訓練も事業所の役割ということで、国の指針として力を入れていくという形で示されておりますので、今回の計画に入れさせていただきました。

◎会長 その他、いかがでしょうか。

○委員 色んなところに、人員の確保とかを促す、という表現があると思いま

す。32ページですと、人員体制の確保や研修への参加を促します、とか。35ページでは、事業者に対して働きかけを進めてまいります、と書いてあって、事業者さんの方も、やりたいけど、例えば職員が集まらないとか、そういう問題があるのではないかと考えています。職員が集まらない理由というのは、低所得というのものもあるのではないかと考えます。前から思っていますが、あまり給料が高いところではない訳ですよ。そうすると、マンパワーというか、人手を集めるためには、せめて給料の問題だけでも解決して欲しいということ、県を通して国に申し入れをするような事をしないと、人の確保はできないですよと思っているのですが、いかがでしょうか。

●事務局 ご指摘のありました人員体制、支援員の人数、働いていただける方の確保という点につきましては、当然、報酬の部分という事は大きい課題だと思います。令和3年度に向けまして、3年に1回ですが、国の方では報酬等の検討チームで、利用者の方とか事業者の方からの実情、問題点があるといった事のヒアリングが進められておりまして、課題があれば、それをどういった形で報酬に反映させていくかという検討が進められております。詳しい情報というのは、まだ市に届いていない所ですが、国の動向を踏まえまして、報酬をどうするかということは、市で決定できる事ではないですが、現場の声がなるべく届けられますように、考えていきたいと思っております。

○委員 自立支援協議会の事務局を市が持っているからちょっと難しいのですが、人数を確保したい、だから給料を上げてくださいという事を、自立支援協議会としては決議になったから、県を通して国に申し入れをしますという事を、難しいでしょうか。

●事務局 記載について、具体的に変えた方が良くというご意見でしょうか。

○委員 自立支援協議会として、県を通して国に給料を上げてくださいと言えないかなど。

●事務局 何が事業者に対して本当の課題であるのかという事は、この計画を策定する上で、今後、事業所や施設のお話を聞く機会を設けたいと思っております。課題であるという事であれば、そのような形で要求をしていくという事も一つの方法であると考えております。まずは、周南市全体での課題であるのか、個々の課題であるのかという事を、しっかりお聞きして、周南市の課題として、自立支援協議会の運営会議等で協議を行いまして、各部会からの課題を上げて、自立支援協議会の中で決議となれば、色んな所に要望していく事はできると考えております。

○委員 給料という事になると、それぞれの業種で給料表が違います。施設だけの給料表ではなくて、県内の福祉全体的な基準というものが決まって

いるのだと思います。それを比較してみますと、それぞれの施設に希望して就職して、生活の基盤を支えているという事になれば、給料もある程度昔よりも、福祉だけが給料が安いのではなくて、一般の企業と同じように、多少差はありますが、大分差は無くなっているのではないかと思います。これ以上給料を上げるという事になれば、それは元から上げないと。施設への報酬は県とかで、利用者の総数で決まって、その金額が給料となって、報酬の中で設備投資とか色々なものを省いて、給料もその中に入っていて、大体総収入の中の7割か8割位は給料です。だから給料というものは、昔よりも随分良くなったと私は思います。あまり差はないと思います。福祉事業だから給料が安いという、そういうふうな思い込みというのは、ある程度薄らいできていないかと思うのです。給料を上げるよりも、サービスが低下しないように、職員の質を上げなければいけないと思います。

○委員 23ページの相談支援の提供体制の確保が書いてある所です。基幹相談支援センターが周南市にありまして、強化に努めますと書いてありますが、今やっている事が分からない、今やっている事を強化していくということですね。事業者の相談に乗りましたよとか、地域に向けてやりましたよとか、そういった数値を記載する方が分かり易いのかなと思います。見込量でなくて実績でも良いので、どれくらい出来てきているのかという事が分からないので。相談支援専門員が周南市にとって少ないのか多いのか、私にも分かりませんが、今いる人数でどのくらいやっているのかという事が分かると。客観的な数字はもっていらっしゃると思うので。この数字では出来ないから、頑張りますと言われても、きめ細かく出来る体制を作るには何が足りないのか、人数の目安を持つことは出来ないかも知れませんが、周南市としてきめ細かな支援体制を作るというのはどういう事か、これだけでは丸投げしているようにしか見えません。基幹相談支援センターだけでも、どういう実績で、どういう相談件数を持っていて、どういうふうに動いているという事が分かるのかな、と思います。

●事務局 標記であるとか実績については、もう少し分かり易く、どこまで載せる事が出来るかという事もありますので、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎会長 その他、よろしいでしょうか。

○委員 22ページ(3)の福祉施設から一般就労への移行等の推進という所で、国の指針としても出ていると思うのですが、もう一つ就労系の所で今問題になっているのが、就労継続支援B型等を利用して、働く思いはあるけどなかなかそれが、生産能力とのバランスが取れていない、

そういう方がいらっしゃる。そういう人たちが、そのサービスからはじき出されていくのではないか、というような事も危惧されている所です。現に今、報酬改定の検討が行われておりますけど、その中には仮に、就労継続支援C型と呼ばれるようなものも検討の対象に上がってきているので。この計画は3年間の計画になっているので、今現実にこうなんだという、具体的なものがないまま記載するのはちょっと無理な話ではあると思いますが、ただ、一般就労へという事だけではなくて、B型でしか対応が出来ない方には、ちゃんとB型の支援も受けられますよ、みたいなものが若干入っていると、嬉しいかなど。そういうふうな流れ、検討され始めているという事は、多分その流れになるのではと思いますので、ちょっと一回、市の方としても検討していただければというふうに考えます。

- **事務局** 委員からご指摘いただきました通り、国の方では、就労継続支援B型がもっと稼げるようにという方向で、就労能力の向上といった事にかなり軸足を置いているようで、実際、そういう報酬体系に変わっていくように、動きとしてはあります。委員ご指摘の通り、通所して社会参加的な側面が強い方、毎日ないしは週に何日か事業所に行って、自分で出来る作業に従事されている方が、なかなか継続が難しくなっていくのではないかという危惧も持たれておりますので、B型の事業所の中でも、一般就労が困難な方が就労や生産活動の機会の提供を行うという施設で、行うことには違いは無いですので、記載の方は検討していきたいと思えます。

その他

- ◎ **会長** ありがとうございます。それでは、議事の（2）その他について、事務局からお願いします。
- **事務局** 事務局から3点ご報告いたします。1つ目でございますが、12月3日から9日の障害者週間に合わせて、毎年、新南陽ふれあいセンターで開催しておりました、「障害者の福祉を考える集い」についてです。今年度は12月5日の土曜日に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症が収束していない事や、参加される方の健康状態を考え、今年度は大事を取って中止とさせていただいたことをご報告いたします。なお、「障害者の福祉を考える集い」で毎年展示させていただいておりました、総合支援学校の児童・生徒の皆さんによる作品等につきましては、12月3日の木曜日から12月27日の日曜日までの間、周南市役所シビックプラットホームの市民ギャラリーにおきまして、昨年と同様、「周南市

障害者アート作品展」という形で、展示を予定しております。お近くにお越しの際は、ぜひご覧くださいませよう、お願いいたします。

2つ目でございますが、現在、地域生活支援拠点の整備につきましては、福祉政策アドバイザーの助言を受けながら、各機能を担う事業所についてリストアップを進めております。地域生活支援拠点整備コアメンバー会議において、拠点の持つ各機能を担う機関について協議し、各機能の構成事業所の案として固まり次第、各事業所との協議を実施いたしまして、最終的な地域生活支援拠点の整備案として、運営会議を経て、自立支援協議会で協議させていただきたいと考えております。年度末に向けて、色々ご協力いただく事があるかと思いますが、よろしくお願いたします。

3つ目でございますが、前回の自立支援協議会でもご指摘いただいた事でもありますが、自立支援協議会を構成しております、運営会議について、相談支援会議を中心とした地域課題の抽出を行った後、各部会への検討依頼や、検討した結果の取りまとめ等につきまして、より活性化していくよう、今年度は11月13日に第1回目の運営会議を開催いたしました。来年度以降の、それぞれの部会や自立支援協議会の開催の時期を見まして、運営会議の開催頻度を含めて協議を進め、来年度から地域課題の抽出と、検討の流れをより活性化させていただきたいと思しますので、ご報告という形で申し上げさせていただきました。

●会 長 3点ほど事務局から報告がありましたが、委員の皆様から何かございますか。では、全体を通して、委員の皆様から、その他、何かございましたらお願いいたします。

○委 員 障害者というのは知的障害者も含めてでしょうか、そうでないと数が合わないと思って。

●事務局 障害者の定義といたしましては、身体障害者、知的障害者、精神障害も含めました発達障害や、難病の方も含まれるようになります。

◎会 長 その他、いかがでしょうか。

○委 員 手話言語条例には色々思いがあって、気になっているのが、山口県の手話言語条例の第11条に、耳の聴こえない状態で産まれた赤ちゃんに対して、両親と一緒に手話を習得させるというようなことが書いてあります。山口県の担当者とその事について話した時に、普通の赤ちゃんは、お母さんの表情と声を聴いて、感情みたいなものがあるけど、耳の聴こえない赤ちゃんは、お母さんの表情しか判断できないからとか、色々言われました。言われて私も感心したから、今すぐは無理でしょうけど、令和2年度に期待をしていますよと言いました。今年の6月頃に、担当者の方は替わったのですが、どうなったか聞いたら、今病院と検討中で

すと言うし、2、3日前にまた聞いたら、まだ検討中ですよと言うから、これは永遠に検討が続くなと思いました。そこで、適当かどうか分かりませんが、山口南総合支援学校に電話をかけて、入学する前の赤ちゃんはどこで手話を習うのですかと聞いたら、最初に出てきたのが鼓ヶ浦でした。そうすると、耳の聴こえない、これはろうあ連盟の文書に書いてあったのですが、耳の聴こえない赤ちゃんの90%以上は、耳の聴こえる両親から産まれているというのがあります。周南市の場合は手話言語条例が出来て、赤ちゃんからの手話を教えるような体制があるのですかと鼓ヶ浦に聞いたら、そこまでは無いけど、治療する時に、赤ちゃんとお母さんと話す時に、手話を使っていますという事でしたから、私はそれで良いと思っています。このような他の市には無い施設があるのだから、耳の聴こえない赤ちゃんに対して、その辺の支援をきちんとしていただけないかな、というのがあります。全国の手話言語条例では、三重県の条例に、乳幼児の支援をしますと書いてあったから、三重県に電話をして聞いたら、やっていますと。大体どれ位対応するのですかと聞いたら、平成元年度は20人おりましたと言われ、大体平均すると15組位ですと言われました。三重県の人口が180万人位ですから、15で割ると12万人に1人位になります。そうすると周南市でも、耳の聴こえない赤ちゃんというのは、人口からすると1人か2人はいるので、その辺での支援を、条例も作ってあるので、よろしくをお願いします。

●事務局 ありがとうございます。今言われましたように県の条例がございまして、その中では親子でという部分が明記されております。当然、県民に向けて、県全体の条例でありまして、周南市も9月23日に条例を制定させていただいて、市の役割でありますとか、やっていくべき事は明記させていただきました。県と連携した事業でありますとか、今後、子どもたちへの支援であるとかという事も、施策の参考にしながら、今現在、来年度予算の編成時期でございますので、来年度の事業も組み立てております。ご意見をいただきましたので、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

◎会長 本日予定していた議事は、全て終了いたしました。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。